

## 令和5年度税制改正～所得税～ 金融・証券税制

令和5年度税制改正が行われました。その改正内容のうち、金融・証券税制の概要についてお知らせいたします。

### 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）

○非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間を令和5年12月31までとする。

○特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置に改組する。

#### (1) 非課税保有期間・口座開設可能期間

若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。

#### (2) 年間投資上限額・生涯非課税限度額

「つみたて投資枠」120万円（現行のつみたてNISAの3倍）「成長投資枠」240万円（現行の一般NISAの2倍）両枠を併用することで、年間360万円まで投資が可能となります。

(3) 投資対象商品 成長投資枠の投資対象商品から、高レバレッジ等の商品は除外されます。

(4) 現行のNISA制度との関係 現行のつみたてNISA及び一般NISAについては、令和5年末で口座開設・買付が終了します。

＜NISA制度の概要＞

(改正前)	改正前（令和5年末まで）	
	つみたてNISA	一般NISA
併用の可否	併用不可。いずれかを選択	
年間投資上限額	40万円	120万円
非課税保有期間	20年間	5年間
生涯非課税限度額（総枠）	800万円	600万円
口座開設可能期間	令和24年まで（※1）	令和5年まで
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等

（※1）令和2年度改正後の期間。令和5年度改正で令和5年までに見直され、令和5年までに開設された口座は、現行の積立NISA制度を引き継ぐ。

(改正後)	改正後（令和6年1月から）	
	つみたて投資枠	成長投資枠
併用の可否	併用可	
年間投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	
生涯非課税限度額（総枠）	1800万円（※2）	
		1,200万円（内数）
口座開設可能期間	恒久化	
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等（※3）

（※2）簿価残高方式で管理。枠の再利用が可能。（※3）高レバレッジ投資信託などは除外

### 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）

○令和5年末までにジュニアNISAで投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経て、18歳になるまでは非課税措置が受けられる。未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定がある場合には、原則として当該非課税管理勘定に係る上場株式等は当該継続管理勘定に移管されることとする。この場合において、同日に当該上場株式等を当該継続管理勘定に移管しないときは、当該継続管理勘定を設けた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その旨その他の事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を含む）をしなければならないこととする。

### スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設

○20億円を上限に、プレシード・シード期のスタートアップへの投資を課税の繰延から非課税にするとともに、起業家による会社設立のための出資も非課税措置とする。スタートアップへの資金供給強化等の観点から、「特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例」が創設されます。居住者等が、保有株式を売却して生じた譲渡益を資金として、

① 起業した場合 ②プレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合

再投資分の株式譲渡益に課税しないこととする。（上限20億円）。

プレシード・シード期のスタートアップとは・・・ 現行のエンジェル税制の対象である未上場ベンチャー企業のうち

① 設立5年未満であること ②前事業年度まで売上が生じていない、売上が生じている場合でも、前事業年度の試験研究費等/出資金の比率が30%超 ③営業損益が赤字等の要件を満たす

改正前はエンジェル税制の適用で、再投資分の譲渡益については課税の繰延べが可能でしたが、改正後は、非課税措置の対象となる20億円を超えた部分が課税の繰延べの対象となります。

＜適用時期＞令和5年4月1日以降の再投資について適用されます。

### ストックオプション税制の拡充

○新株予約権の権利行使期間の上限を、一定のスタートアップについて、10年から15年に延長する

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち当該新株予約権の行使はその付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこととの要件を、一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該新株予約権の行使はその付与決議の日後15年を経過する日までの間に行うこととするほか、所要の措置を講ずる。